

「常陸秋そば使用店」紹介制度運営要領

常陸秋そば振興協議会

第1 目的

茨城県産そばの需要拡大とイメージアップを目的として、第2の基準に適合するそば店を「常陸秋そば使用店」としてのぼりやホームページ等で紹介し、常陸秋そばの認知度向上を図る。

また、本県の郷土料理として「けんちんそば」のPRを図り、そば主産県及び美味しいそばが食べられる県としての認知度向上にも努める。

第2 基準

- (1) 茨城県産常陸秋そばを使用し、使用時期や使用割合を明らかにできること。ただし、使用割合は問わないものとする。
- (2) ホームページ等による店舗の紹介について了承できること。

第3 対象

第2の基準を満たした県内そば店とする。なお、県外のそば店についても対象とする。

第4 申請

「常陸秋そば使用店」の紹介を希望する者は、申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し、常陸秋そば振興協議会事務局（（公社）茨城県農林振興公社：以下事務局とする）に提出するものとする。

第5 決定

第4の規定による申請があった場合、「常陸秋そば振興協議会」（以下協議会とする）において申請書の内容を確認し、基準に適合すると認めた場合は、証明証（別紙）およびのぼりを配布するものとする。

なお、申請書等については、基準適合の可否を審査するための利用に限定し、情報の漏洩防止に十分に努めることとする。

第6 のぼりの掲示時期

のぼりの掲示時期は茨城県産常陸秋そばの使用期間のみとする。

また、けんちんそばののぼりはけんちん取扱い期間の掲示とする。

第7 期間

原則1年間とし、申請内容に変更が無い場合は自動的に継続するものとする。

ただし、3年を経過した場合は、更新申請書（別紙様式4）を事務局に提出し、基準の適合について内容の確認を得るものとする。内容確認において基準の不適合が認められた場合は協議会に置ける確認を経て、紹介店の取り消しを行い、のぼり、証明証を回収する。

第8 変更（中止を含む）

申請内容に変更が生じた場合、または使用店紹介の中止を希望する場合は、速やかに変更申請書（別紙様式2）を事務局に提出するものとする。

第9 責務

使用店の紹介にあたっては以下を遵守すること。

- (1) 茨城県産常陸秋そばのイメージアップに努めることとする。
- (2) 問題が生じた場合は、各店舗が責任を持って解決するものとする。
- (3) 茨城県産常陸秋そばの使用割合の表示については、店頭やメニューなど、可能な限り表示に努めるものとする。
- (4) 消費者等から茨城県産常陸秋そばの使用実態について情報開示が求められた場合には、開示するものとする。

第10 実績報告

年度ごとに、3月末までに実績報告書（別紙様式3）を事務局に提出するものとする。

第11 調査

使用店の紹介を適正に運用するため、協議会が必要と認める場合には立入調査等による確認を行うとともに、改善を求めることができるものとする。

第12 取消し

申請内容と異なる販売を行うなど、不正が認められた場合には、協議会における確認を経て、紹介店の取消しを行い、のぼり、証明証を回収する。本人に過失が無いと認められた場合を除き、取消し後3年間は紹介店として申請を受け付けないものとする。

第13 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成20年8月20日から施行する。
- 2 平成20年10月31日一部改正
- 3 平成21年 5月20日一部改正
- 4 平成23年 6月21日一部改正
- 5 平成24年 6月20日一部改正
- 6 平成26年 4月 1日一部改正

(別紙様式1)

平成 年 月 日

「常陸秋そば使用店」紹介制度申請書

常陸秋そば振興協議会会長 殿

住 所

氏 名

印

電話番号

「常陸秋そば使用店」紹介制度に参加したいので、「常陸秋そば使用店」紹介制度運営要領第4の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請する店舗

(1) 店舗名称	
(2) 責任者名	
(3) 店舗住所	〒
(4) 電話番号 (FAX)	

2 茨城県産常陸秋そばの使用実績および使用計画

そば粉（または玄そば、そば麵）の購入先	そば粉（または玄そば、そば麵）の購入量		茨城県産常陸秋そば使用割合 （そば粉に占める割合）
	過去1年間の実績	今後1年間の計画	
	月 ~ 月	月 ~ 月	割
	k g	k g	パンフレットへの使用割合の掲載 （該当するものに○） 可 ・ 不可

3 添付資料

- (1) 茨城県産常陸秋そば使用証明書（別紙様式1-1）・・・購入先よりの証明印
- (2) 「常陸秋そば使用店」紹介制度申請店舗の概要（別紙様式1-2）

(別紙様式 1 - 1)

平成 年 月 日

茨城県産常陸秋そば使用証明書

常陸秋そば振興協議会会長 殿

納入者名
住 所
代表者氏名
電話番号

印

「常陸秋そば使用店」紹介制度運営要領第2に規定する基準について、下記のとおり証明します。

記

(1) 納入先店舗名	
(2) 住 所	〒
(3) 電話番号 (FAX)	
(4) 茨城県産常陸秋そば納入実績	期 間 月 ~ 月
	数 量 k g

「常陸秋そば使用店」紹介制度申請店舗の概要

常陸秋そば振興協議会長 殿

店 舗 名 _____

責任者氏名 _____

(1) 営業時間	(始業時間) _____ (終業時間) _____ ~
(2) 定休日	
(3) 主なメニュー・価格 (3品)	(メニュー) _____ (価格) _____

(4) けんちんそば*の取扱い (○印) ①有り ②無し <u>※「けんちんそば」は、茨城県産野菜類を2品目以上使用している場合を対象とする。</u>	有 → (茨城県産野菜を使用している 使用県産野菜類名) けんちん提供時期: _____ ~ つけ・かけの別: ・つけのみ ・かけのみ ・つけかけ両方 味付け等の特徴を記入願います。 (_____)
(5) 写真 (「店舗外観」及び「おすすめメニュー」の2種類) <u>次のどちらかを○で囲んだ上、提出願います。</u> プリントアウトしたもの ・ デジタルカメラで撮影したデータ* (*デジタルカメラで撮影したデータの提出先 (公社)茨城県農林振興公社穀物改良部 [E-mail] p-promoto@ibanourin.or.jp)	
(6) 店舗略図 <u>※店舗までのアクセスについて、主要道路等をご記入下さい。</u>	

(別紙様式2)

平成 年 月 日

「常陸秋そば使用店」紹介制度変更申請書

常陸秋そば振興協議会会長 殿

住 所

氏 名

電話番号

印

「常陸秋そば使用店」紹介制度の申請内容に変更が生じたので、「常陸秋そば使用店」紹介制度運営要領第8の規定に基づき申請します。

1 「常陸秋そば使用店」証明番号（証明証に記載）

2 変更（中止含む）の内容

3 変更年月日

「常陸秋そば使用店」紹介制度実績報告書

常陸秋そば振興協議会会長 殿

住 所

氏 名

電話番号

印

「常陸秋そば使用店」紹介制度運営要領第10の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 「常陸秋そば使用店」の概要

(1) 「常陸秋そば使用店」証明番号	
(2) 店舗名称 (責任者氏名)	

2 茨城県産常陸秋そばの使用実績

そば粉 (または玄そば、そば麺) の購入先	そば粉 (または玄そば、そば麺) の購入量	茨城県産常陸秋そば使用割合 (そば粉に占める割合)
	月 ~ 月	割
	k g	

(別紙様式4)

平成 年 月 日

「常陸秋そば使用店」紹介制度更新申請書

常陸秋そば振興協議会会長 殿

住 所
氏 名 印
電話番号

「常陸秋そば使用店」紹介制度に参加したいので、「常陸秋そば使用店」紹介制度運営要領第7の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請する店舗

(1) 店舗名称	
(2) 責任者氏名	
(3) 店舗住所	〒
(4) 電話番号	

2 茨城県産常陸秋そばの使用実績および使用計画

そば粉（または玄そば、そば麺）の購入先	そば粉（または玄そば、そば麺）の購入量		茨城県産常陸秋そば使用割合 （そば粉に占める割合）
	過去1年間の実績	今後1年間の計画	
	月 ～ 月	月 ～ 月	割
	k g	k g	パンフレットへの使用割合の掲載 （該当するものに○） 可 ・ 不可

3 添付資料

- (1) 茨城県産常陸秋そば使用証明書（別紙様式1-1）・・・購入先よりの証明印
- (2) 「常陸秋そば使用店」紹介制度申請店舗の概要（別紙様式1-2）